情報セキュリティ基本方針

亜細亜サステナブルビジネス協同組合（以下、「当組合」という）は、組合会員企業様／仲介対象外国人／送出機関等、当組合の事業推進に関わる諸機関（以下、「組合員等」という）からお預かりした、また、当組合の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、組合員等ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき当組合全体で情報セキュリティに取り組んでいます。

１．経営者の責任

当組合は、経営者（理事長）主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めています。

２．当組合内体制の整備

当組合は、情報セキュリティの維持及び改善のために、情報セキュリティ対策を組合内の正式な規則として定めています。

３．従業員の取組み

当組合の従業員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティの確保に取り組んでいます。

４．法令及び契約上の要求事項の遵守

当組合は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、お客様の期待に応えます。

５．違反及び事故への対応

当組合は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日:2026 年 11 月 11 日

亜細亜サステナブルビジネス協同組合

代表理事　青島　祐介